

メディアを活用したイノベーション拠点の魅力発信業務に係る 公募型プロポーザル募集要項

1 業務名

メディアを活用したイノベーション拠点の魅力発信業務

2 業務内容

各種メディアを活用し、スタートアップの創業・成長支援に取り組む民間のコワーキングスペースやシェアオフィスなどのイノベーション拠点の魅力を一体的にPRすることで、本市が新たな文化や産業を創出する先進都市であることを発信し、スタートアップ・エコシステムの充実を図る。

※ 詳細は仕様書を参照すること。

3 参加資格

次の各号に掲げる事項の全てを満たしていること。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録していること。又は、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (4) 本業務を実施するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 共同事業体による応募にあつては、以下の資格要件を全て満たすこと。
 - ア 共同事業体の全ての構成員は、上記(1)～(4)の要件を満たすこと。
 - イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市との窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。
 - ウ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。
 - エ 共同事業体の全ての構成員は、別の参加者又は別の共同事業体の構成員として本公募に応募していないこと。
- (6) 本委託業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本業務に参加する者であること。

4 公募期間

令和7年8月28日（木）から令和7年9月10日（水）午後5時まで

5 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 契約金額の上限

2,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 委託費の支払条件

支払方法は原則精算払いとする。

(5) その他

ア 企画提案の内容に基づく見積額は、物価の上昇等の正当な理由がない限り契約時に増額することは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。

イ 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ることとする。

6 応募手続等

(1) 各種必要書類の提出

ア 提出書類及び提出部数

以下資料を記載の部数、提出すること。

資料名	部数	備考
参加表明書【様式1】	1部	
企画提案書（任意様式）	6部	- 企画案（取組方針や実施方法、独自提案等）を提案すること。 - 本業務における取組体制や実施スケジュールを記載すること。 1部は社名を記載し、残り5部は社名なしで作成すること。
見積書（任意様式）	6部	- 宛先は京都市長とすること - 消費税及び地方消費税相当額は10%で計上するとともに、消費税及び地方消費税相当額は内書きで記載すること 1部は社名を記載し、残り5部は社名なしで作成すること - 企画費等で計上するものについては、可能な限り積算根拠を明示すること。
会社案内	6部	会社概要が分かるパンフレット等
業務実績調書【様式2】	6部	本業務に類似又は関連する業務を受託又は自ら実施した実績がある場合にのみ提出。
京都市内に拠点を有することを証明できる書類	1部	本社所在地が京都市外で、京都市内に拠点を有している場合にのみ提出。

また、本市の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者は、以下の書類を提出すること。

資料名	部 数	備 考
履歴事項全部証明書（登記簿謄本）	1 部	申請日前 3 箇月以内に発行のもの（写し可）
印鑑証明書	1 部	
納税証明書 (1) 国税 納税証明書「その 3 の 3」 (2) 京都市税 法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税証明書 ※該当者のみ	各 1 部	
調査同意書（水道料金・下水道使用料）【様式 3】	1 部	
使用印鑑届【様式 4】	1 部	
誓約書【様式 5】	1 部	

イ 提出期限

令和 7 年 9 月 1 0 日（水）午後 5 時まで

ウ 提出場所

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局スタートアップ・産学連携推進室（担当：石嶋、田里）

電 話 075-222-3339

FAX 075-222-3331

エ 提出方法

持参（平日午前 9 時～午後 5 時）又は郵送

(2) 仕様書等に対する質問・回答

ア 質問期限

令和 7 年 9 月 3 日（水）午後 5 時まで

※ 期限後の質問は、一切受け付けない。

イ 質問方法

電子メールのみとする（様式不問）。件名は、「メディアを活用したイノベーション拠点の魅力発信業務に関する質問」とすること。

ウ 提出先メールアドレス

startup@city.kyoto.lg.jp

エ 回答

全ての質問及び回答については、京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報内の産業観光局ページにおいて掲載する（令和 7 年 9 月 5 日（金）予定）。

(3) 注意事項

ア 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- (ア) 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
- (イ) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの。

ウ その他

- (ア) 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (イ) 提出された企画提案書は、受託者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。
- (ウ) 提出された書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (エ) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (オ) 全ての提出書類は、返却しない。

7 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提案の審査は提出された企画提案書に基づいて選定する。審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

(2) 審査基準

審査に当たっては、以下に掲げる評価項目に基づき評価する。

評価点の平均が60点以上の提案者から選定し、提案者が1社のみでも同様とする。

なお、審査員の評価の最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。金額が同額の場合、提案者は当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

評価項目		評価の着眼点	配点
企画 提案 内容	業務の趣旨に 対する理解	仕様書の内容を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか	10
	適格性	拠点の魅力及び新たな文化や産業を創出する先進都市とである本市の魅力向上につながるPR内容であるか	30
	独自性	PR手法に独自性はあるか	20
実現性	実現可能性	業務内容に応じた適正な実施体制および実施スケジュールとなっているか	20
拠点	企業拠点	京都市内に本社又は事務所があるか（有 5点、無 0点）	5
業務 実績	本業務に類似又は関連する業務を受託又は自ら実施した実績がある等、本業務を完遂させることが見込めるか（実績件数×1点）		5
見積額	(契約金額の上限－自社の見積額) / (契約金額の上限－提案者のうち最低見積額) ×満点(10点) ※小数点第1位は四捨五入		10
合計点			100点

(3) 決定

審査結果を踏まえて、本市が受託候補者を決定する。

(4) 通知

選定結果については、全提案者に対して電子メールで通知する。

(5) 公表

参加した提案者及び評価点、その他の契約の相手方を選定した理由がわかる情報を、京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報内の産業観光局ページ上で公表するものとする。

(6) 契約

受託候補者に選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉し、協議のうえ契約する。

万が一、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

物価の変動等により、やむを得ず契約内容の変更を要する場合は、契約時において本市と受託候補者との協議のうえ、内容を決定する。

8 スケジュール

令和7年	8月	28日(木)	公募開始
	9月	3日(水)	質問提出期限(午後5時まで)
	9月	5日(金)	質問に対する回答
	9月	10日(水)	必要書類の提出期限(午後5時まで)
	9月	17日(水)まで	企画提案の審査
	9月	18日(木)以降	受託候補者の決定・通知

9 その他

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- (2) 本業務に係る国の会計検査、市の会計実地検査等が行われる場合は、協力すること。
- (3) 本業務を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。